

**はいかい高齢者等見守り  
SOSネットワーク手引き  
(登録者用)**

**た つ の 市**

# はじめに

認知症は脳に起きた障害によって、いったん正常に発達した知的な働きが低下し、日常生活を送ることが困難になってくる病気です。認知症の方は2045年まで増え続けると言われており、私たちにとっても身近な病気であり、誰もがかかる可能性のある病気です。

認知症の症状に「はいかい行動」があります。ご本人は、目的をもって行動していると言われていたとしても、認知症の症状が進行している場合、出かけた目的や、自分の名前、住所なども思い出せなくなることが多いため、警察などで保護されても、どこの誰なのか確認することができず、捜索が難しくなってしまいます。また、怪我や事故などにより本人の生命に危険が及ぶ場合がありますし、家族等の介護疲れを増大させる要因ともなります。

このような、はいかい行動に対する支援として、はいかい高齢者等見守りSOSネットワークを展開しています。

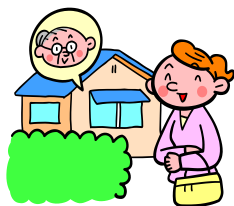
各関係機関やネットワーク協力機関、地域がネットワークを組むことにより、地域において日常的な見守りや万が一が一行方不明となった場合の早期発見・保護に結び付け、本人の生命、身体の安全の確保及びその家族等への支援をしていくものです。

認知症になっても安心して自分らしく暮らせるやさしい地域づくりに取り組んでいきましょう。

## 目次

1	はいかい高齢者等見守りSOSネットワークとは	1
(1)	事前登録制度	2
ア	登録手続き方法	2
イ	登録内容に変更が生じた場合	2
ウ	登録削除（登録廃止）する場合	3
(2)	緊急ネットワーク	3
	はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク図	5
2	その他の認知症関連事業	6
(1)	はいかい高齢者家族支援サービス事業	6
(2)	はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業	6
(3)	高齢者運転免許証自主返納支援事業	6
(4)	介護マーク普及事業	7
3	参考資料	8

## 1 はいかい高齢者等見守りSOSネットワークとは



はいかい高齢者等見守り SOS ネットワークは、市内に在住するはいかい又ははいかいのおそれのある方等を、各関係機関やネットワーク協力機関とのネットワークや地域ぐるみで速やかに発見・保護し、その後の生活を支援していくネットワークシステムです。

はいかい高齢者等見守りSOSネットワークには、3つの内容があります。

### ●事前登録制度

- ・認知症などの病気によりはいかいされる方やそのおそれのある方が、事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。
- ・登録者には、靴に貼るステッカー「ピカッとシューズステッカー」を配付し、使用する靴に貼付していただくものです。

### ●緊急ネットワーク

- ・万が一所在不明となった場合、関係機関とネットワーク協力機関が連携を図りながら搜索し、早期発見・早期保護するためのネットワークです。
- ・搜索時に、事前登録されている場合、ピカッとシューズステッカーを目印にすることができます。

### ●日常的な見守りネットワーク

- ・事前登録者等を関係機関やネットワーク協力機関、地域で見守りや気配りをしていきます。

はいかい高齢者等見守りSOSネットワークの普及啓発

認知症や障害等によりはいかいのある方、そのおそれのある方へ  
はいかい高齢者等見守りSOSネットワークの紹介及び説明

事前登録制度の活用（ピカッとシューズステッカーの配付）  
本人の身体的特徴、連絡先、写真などを事前に登録

万が一方向不明（所在不明）となった場合  
はいかい高齢者等SOSネットワークを活用し搜索、早期発見・早期保護

地域や協力機関等による日常的な見守り、気配りの実施

## (1) 事前登録制度

はいかい又はそのおそれのある高齢者等が、万が一所在不明になった場合の搜索をスムーズに行うために、高齢者等の名前や特徴、写真など本人の情報をあらかじめ登録しておく制度です。

緊急事態が起こった場合には、登録された情報をもとに各関係機関や地域での協力者が搜索するものです。

登録に当たっては、ご家族などの事前の届出が必要で、登録された方には「ピカッとシューズステッカー」（はいかい高齢者等早期発見ステッカー）を配付し、ご本人の安全確保と早期発見のための目印とさせていただきます。

### 【メリット】

- 緊急事態が発生した際、登録番号を伝えることにより、身元確認が早くでき、搜索開始までの時間短縮が図れます。
- 搜索する際、対象者の目印となります。
- ステッカーが反射板となっているため、夕方など周囲が暗くなっても安全が確保できます。
- 早期に発見、保護されることや日頃の見守りができるため、家族等の安心につながります。



ピカッとシューズステッカー見本

## ア 登録手続き方法

はいかいする方やそのおそれのある方などのご家族等が、下記の書類①②に記載の上、地域包括支援課へ提出して下さい。（本人写真を必ず添付ください。）

- ①「たつの市はいかい高齢者等見守り SOS ネットワーク登録届出書」（様式第 1 号）
- ②「たつの市はいかい高齢者等見守り SOS ネットワーク登録票」（様式第 2 号）

※申請に必要な書類は、地域包括支援課又は各総合支所に備え付けています。  
また、たつの市ホームページからダウンロードもできます。

## イ 登録内容に変更が生じた場合

事前登録した内容に変更が生じた場合、再度登録されている内容を修正する必要があります。変更が生じた場合は、必ず地域包括支援課へ連絡をお願いします。（年 1 回は登録内容に関する変更の有無を確認させていただきます。）



## ウ 登録削除（登録廃止）する場合

事前登録した方が、何らかの理由により登録削除（登録廃止）を希望する場合は、届出が必要です。

「たつの市はいかい高齢者等見守り SOS ネットワーク登録廃止届出書」に記載の上、地域包括支援課へ提出ください。



### （2）緊急ネットワーク

はいかい又はそのおそれのある高齢者等が所在不明となった場合に、協力機関との連携により、緊急搜索、早期発見、保護を行うネットワークです。

通報から保護等に至るまでの緊急時のはいかい高齢者等SOSネットワークは、「たつの市はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク図」（P.5）の流れとなります。

万が一事前登録されている方が所在不明となった場合、心当たりのあるところを探して発見できない場合はすぐに、たつの警察署へ届出をしましょう。

※所在不明になったことが発覚してから搜索開始に至る時間が早ければ早いほど、早期に発見・保護ができ、ご本人の安全確保に結び付きます。

#### 【所在不明になった時の連絡先】

たつの警察署 ☎0791-63-0110

※地域包括支援課（☎0791-64-3125）にもご連絡ください。



## 【警察に伝える内容】

万が一、事前登録されている方が  
所在不明となった場合は、落ち着いて  
次の内容を伝えてください。

- ★届出者（願出人）：氏名、連絡先など
- ★事前登録制度利用の有無：事前登録済みであれば、登録番号（たつの〇〇〇）を伝える。
- ★所在不明に気づいた日時、状況、利用していると考えられる移動手段、服装や履物など。
- ★事前登録している内容の変更があれば伝える。
- ★情報公開する範囲など

## 【事前登録している内容】

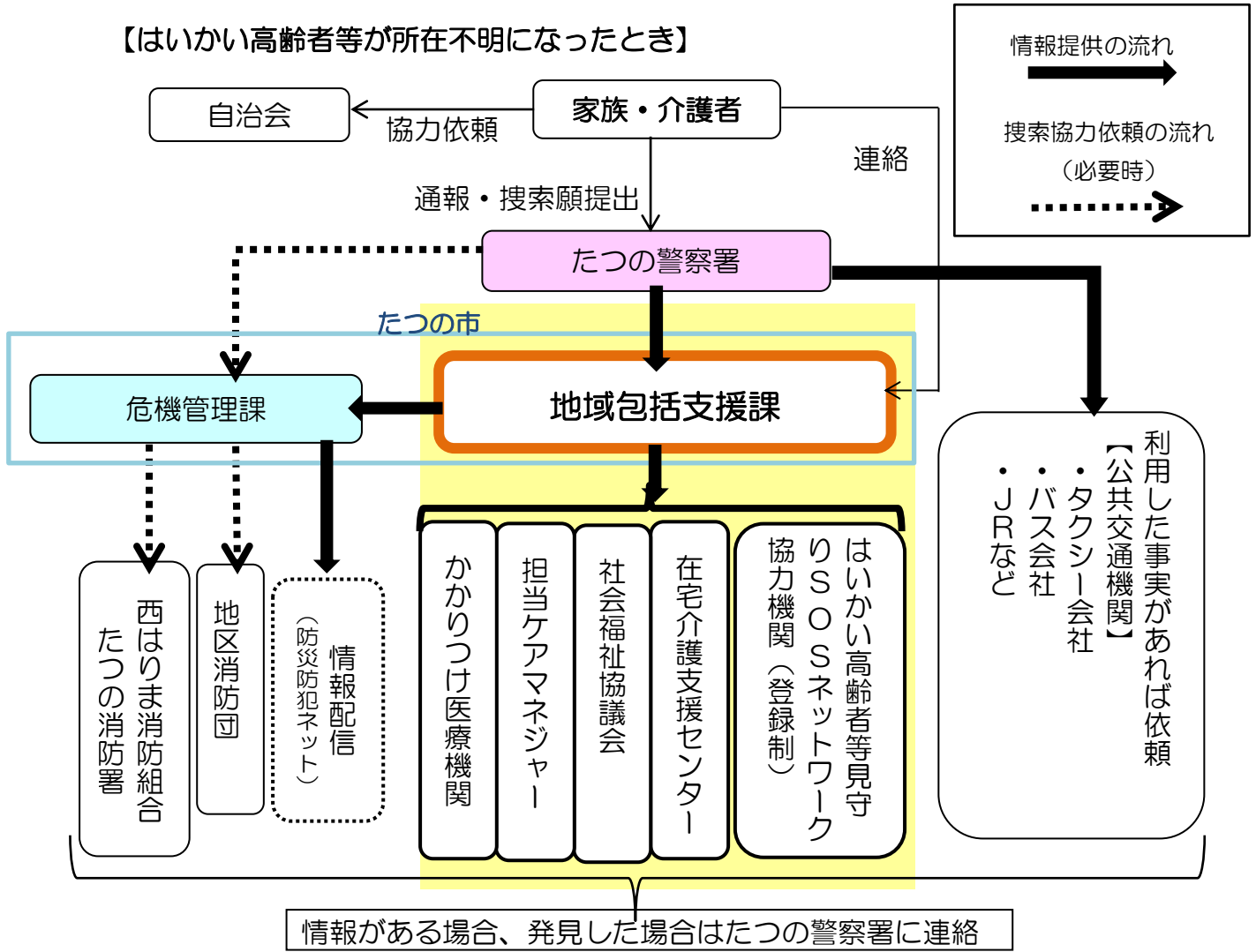
所在不明者	ふりがな 氏 名			(年齢) 歳 (性別) 男 ・ 女	
	住 所	※この住所はいつから			
	身体的特徴	○体格：( 小柄 ・ 中肉中背 ・ 大柄 ・ やせ ・ 肥満 )	外出時の行動特徴 (移動手段等)		
		○身長 cm、体重 kg ○髪型・髪色：( ) ○顔の形：( ○・△・▽・□・卵型・その他 ) ○ホクロ・傷跡など： なし・有( ) ○その他外見上の特徴 ( )			
服装・履物	※登録時に記載の必要はありません		車で移動の場合、車等のナンバー・車種・色  自転車(色・インチ) 軽快車・ミニサイクル		
会話	○名前が( 言える ・ 言えない )    ○住所が( 言える ・ 言えない )				
備考	注意事項(保護時に注意して欲しい点等)		※時間経過による病状の悪化等の恐れの有無(投薬・要治療の有無など)		

## 【 自力で帰宅したときは・・・ 】

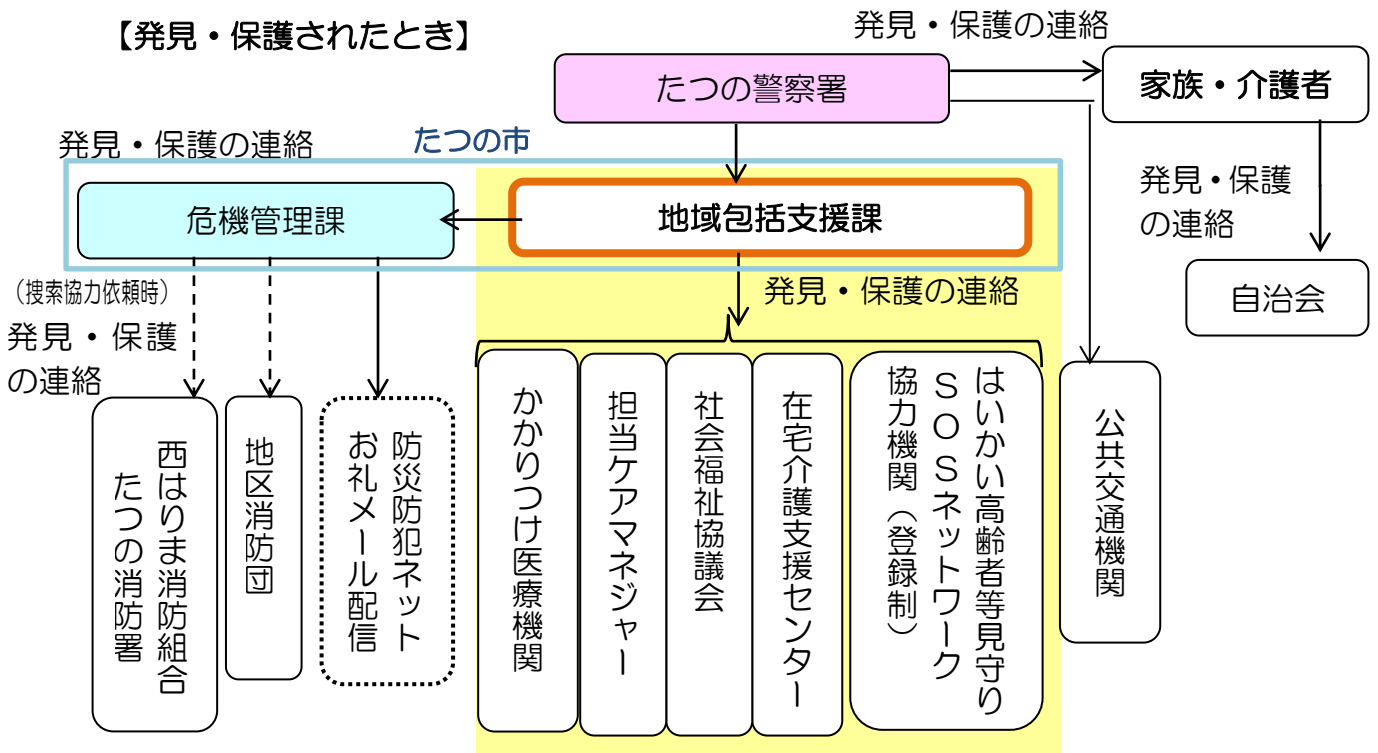
- ★ 本人が怪我をしたり体調が悪くないかの確認をお願いします。  
まずは優しく声をかけてください。  
万が一、大きな怪我をしていたり、意識がもうろうとしていた場合は救急車の手配をしましょう。  
長時間歩いていることもあるので、水やお茶などの飲み物をすすめてください。
- ★ 自力で帰宅したことを警察へ伝えてください。  
たつの警察署 (☎0791-63-0110)

# はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク図

【はいかい高齢者等が所在不明になったとき】



【発見・保護されたとき】





## 2 その他の認知症関連事業

### (1) はいかい高齢者家族支援サービス事業

認知症などで、はいかい行動のある高齢者等に小型発信機を貸出し身につけていただくことにより、位置検索システムを利用し、所在が分からなくなった方の居場所を調べることができるサービスです。



このサービスを利用することで、はいかい高齢者等の早期発見と安全の確保につながり、家族が安心して介護することができます。

◎対象者：おおむね 65 歳以上のはいかい高齢者等を在宅で介護している家族

※埋込み型心臓ペースメーカーを装着している方は利用できません。

◎利用料金：月額使用料は利用者負担。初期費用は市が負担。

◎問合せ先：地域包括支援課

### (2) はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業

はいかいのおそれのある高齢者等が日常生活上で起こした事故により、第三者への損害賠償責任を負った際に、市がその損害を補償することで、認知症の方とその家族が安心して暮らし続けられる環境整備を図ります。

◎対象者：たつの市はいかい高齢者等見守り SOS ネットワーク事業に登録されている方

◎事業内容：日常生活賠償責任保険（3億円限度）

傷害見舞費用保険（死亡見舞費用保険金 50 万円程度）

◎利用料金：無料

◎問合せ先：地域包括支援課

### (3) 高齢者運転免許証自主返納促進事業

車の運転に不安のある高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、返納後の日常生活の利便性を確保するため、コミュニティバス及びてくてくバスの無料定期券を交付します。また、運転経歴証明書の取得手数料を助成します。

◎対象者

①無料定期券交付の対象者は、65歳以上で、平成27年度以降に運転免許証を自主的に返納した方及びその配偶者で運転免許証を持たない方

②運転経歴証明書取得手数料の助成対象者は、65歳以上で、平成27年度以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方

◎サービス内容

①コミバス・てくてくバス無料乗車定期券を交付。（交付の日から3年間有効）

②市民乗り合いタクシー乗車券（1枚200円）60枚を交付。

③運転経歴証明書取得手数料相当額を助成

◎問合せ先：高年福祉課、地域振興課（各総合支所内）



#### (4) 介護マーク普及事業

認知症の方などの介護において、介護中であることを周囲の者に理解しやすくするため、名札型の介護マークを交付します。

◎対 象 者：市内に住所を有し、介護保険要介護認定を受けている方やそれに準ずる方を介護している方

◎内 容：名札型の介護マークを配付

◎利用料金：無料

◎配 付 窓 口：地域包括支援課、地域振興課（各総合支所内）、在宅介護支援センター

◎配 付 方 法：上記窓口で「介護マーク名札配付申請書」を記入の上、提出ください。



障がいのある方を  
介護する方も、  
「介護マーク」をご  
活用ください。

#### こんなときに・・・

- 介護していることを、周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリア等のトイレで付き添うとき
- 男性介護者が、女性用の下着を購入するとき など



### 3 参考資料

#### (1) 認知症とは

「認知症」とは、いったん正常に発達した脳の知的な働きが、いろいろな病気によって、持続的に低下した状態のことをいいます。その障害によって、社会的、職業的、あるいは日常生活に支障をきたす状態のことです。



#### (2) はいかいとは

認知症などにより記憶力や判断力が低下すると、一人で外出すると道がわからなくなり家に帰れなくなったり、自分がどこにいるのかわからなくなってしまうことがあります。脳内の、今いる場所や時間を判断する「見当識」機能が障害されることで、今の状況が判断できなくなる結果、「歩き回る」ことになるのです。

はいかいという言葉には、「目的もなく、うろうろと歩き回る」という意味がありますが、認知症の方の外出の多くは本人なりの目的や理由があるとされています。しかし他者がそれを理解するのは困難なことも多くあります。また、交通事故や転倒など、本人の命を脅かすリスクも高く、深刻な問題となっています。

#### (3) はいかいの方への対応

もの忘れなど他の認知症症状もあり、はいかいが始まり続くようになると、ご家族や介護者などは介護疲れが増大していきますが、まずは気持ちを受け止め、それを示すことが大切です。

例えば、見当識障害や記憶障害から、自分の家を認識できずはいかいしている場合、生き生きとしていた時代へ戻りたいと言う願望があることもあります。しばらく一緒に歩いて、疲れたところで「帰りましょうか」と声をかけてみるのもいいでしょう。また、見当識障害によるもの場合は、受容と理解があればご本人の頼れる人になるし、馴染みの中で安住すれば仲間との散歩にかわるでしょうし、勘違いによるものでは、お年寄りに付き合っただけで行動をとる対応もあります。



その他にも、下記の対応がありますが、その人それぞれ違いますので参考にしてみてください。

- 制したりあわてたり、こちらが困った様子をせず、当初は可能な限り一緒に付き添う。(原因やタイミングを知るための大事な観察でもある)
- 気をそらす話題や手掛かりを探り、あわてないように用意しておく。
- ドアが開くと鳴るようにする、センサーをつけるなど、出て行くのがわかるようにする。
- むしろ積極的に外出の機会をつくる。(散歩や買い物、外回り仕事、園芸等)
- 衣服や靴など本人の気にならないところに名前を付け、連絡先、本人の呼び名等を書いておく。
- 名刺を持たせる。お守り等本人の馴染みの品に連絡先を書いて入れておく。
- 本人の普段行く方向、立ち寄りところを把握しておく。
- 家族などと相談の上、近所や交番などに事情を説明しておき、見かけたときに連絡してもらう。
- 地域の見守りや気配り、事前登録制度などのはいかい高齢者等見守り SOS ネットワークを活用する。



## ◎問合せ先

本庁 健康部地域包括支援課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1

☎ 0791-64-3125

新宮総合支所

〒679-4392 たつの市新宮町宮内 16

☎ 0791-75-0253

揖保川総合支所

〒671-1692 たつの市揖保川町正條 279-1

☎ 0791-72-2523

御津総合支所

〒671-1392 たつの市御津町苅屋 356-1

☎ 079-322-1451

## ◎提出先

本庁 健康部地域包括支援課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1

☎ 0791-64-3125

R6.3月改訂